

【補助事業】質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	【本事業は令和8年度予算の成立が前提となるため、下記は予定であり、変更となることがあります。】 <実証事業選定まで> 令和8年4月30日17時 公募締切 ～5月下旬 補助事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 6月上旬 選定結果公表（観光庁WEBサイトに掲載。） <実証事業選定後> 令和8年6月中旬～7月上旬 交付申請書作成、交付決定後、補助事業開始 ～令和9年2月26日 補助事業完了報告 令和9年3月 事業費審査、精算
2	全体		二次公募の予定はあるか。	現時点で二次公募の予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	4件程度を想定しています。
4	全体		他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。
5	全体		調査事業に応募したが、補助事業にも申請可能か。またその場合同じ内容での申請も可能か。	両事業に申請いただくことは妨げませんが、調査事業は先進的な取組要素を含むモデル実証を観光庁の事業として行い、実証によって得られた知見等を他地域へ広く横展開を行うため当該事業に要する経費を国費により負担（上限1,500万円）するものである一方、補助事業は事業者が行う取組に必要な経費の一部を国が補助（補助率1/2、補助金上限700万円）するものであるため、両事業の性質の違いを十分ご確認のうえ、申請をご検討ください。 なお、事業内容が同一の場合、採択はいずれかとなります。
6	公募要領 II. 募集内容等	補助対象事業者	どのような組織が申請主体になれるか。	地方公共団体、観光地づくり法人（DMO）、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織が対象となります。
7	公募要領 II. 募集内容等	補助対象事業者	民間事業者等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
8	公募要領 II. 募集内容等	補助対象事業者	趣意書の作成において、首長決裁や公印が必要になるか。	担当課長等、事業に直接かわる部署の確認が取れていれば問題ありません。公印も不要ですので、Excelの様式に沿って記入の上、ご提出ください。（言うまでもなく虚偽や偽造等は厳に慎み、疑義の生じないようご対応ください。）
9	公募要領 II. 募集内容等	補助対象事業者	地方公共団体が実施主体となり申請する場合、委託事業者をプロポーザルで公募し、委託することは可能か。	可能となります。申請時には参考見積もり額の事業費にて申請ください。本事業の採択後にプロポーザルを実施する場合には、委託事業者が特定した後に本事業の交付決定となります。
10	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	補助率は1/2以内とし、1事業当たり700万円を上限とします。
11	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	事業の対象となる経費の規模（国費による部分）について、必ず700万円（税込）で採択されるということか。申請時の下限額はあるか。	補助金上限額は700万円（税込）としている一方、下限額は設定しておりません。 採択件数の多寡や、採択過程における有識者委員による書面審査や必要に応じたヒアリングの結果等を踏まえた上で、採択金額を調整します。申請金額は必ず確約するものではないことをご承知おください。
12	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	事業の経費を令和9年度以降へ繰り越して国費で負担してもらうことは可能か。	事業の経費を令和9年度以降へ繰り越して国費で負担することはできません。
13	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	本事業内で造成した滞在プログラム等を販売して収益を得た場合、最終的に支払われる事業費用は売上分を差し引いた金額になるか。	事業期間内で滞在プログラム等の販売を行い収益が発生した場合は、収益納付を行う必要があるため、対象経費から収益分が減額されます。
14	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	「ア 受入環境整備の実施に向けた戦略的策定等」について、国内外の現地視察費用は対象となるか。	戦略策定の為の調査実施に係る費用も対象となりますが、計画の継続性や地域への貢献度合い等、総合的に申請内容を判断いたします。
15	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	「イ デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等」の施設改修には、カフェやレストランの改修も対象となるか。	対象となり得ますが、デジタルノマドの誘客に向けて真に必要な範囲のものに限ります。具体的な申請内容を拝見のうえ判断いたします。
16	公募要領 II. 募集内容等	補助対象経費	「イ デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等」の施設改修には、トイレの洋式化やエレベーターの改修も対象となるか。	対象となり得ますが、デジタルノマドの誘客に向けて真に必要な範囲のものに限ります。具体的な申請内容を拝見のうえ判断いたします。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答	
17	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	補助対象経費	「イ デジタルノマドのニーズに合わせた施設改修・整備等」について、例えばリゾートの雰囲気を出す為の壁紙の改装や照明の改修などは対象となるか。	対象となり得ますが、デジタルノマドの誘客に向けて真に必要な範囲のものに限ります。具体的な申請内容を拝見のうえ判断いたします。
18	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	補助対象経費	「ウ デジタルノマドのニーズに合わせた設備導入・物品購入等」について、例えば快適性を追求した椅子や机などの家具の購入は対象となるか。	対象となり得ますが、デジタルノマドの誘客に向けて真に必要な範囲のものに限ります。具体的な申請内容を拝見のうえ判断いたします。
19	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	補助対象経費	「エ デジタルノマドの受入れに必要な滞在プログラム造成・効果検証等」について、専門家へのデータ分析等の委託費用も対象か。	対象となります。
20	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	補助対象経費	「オ デジタルノマドが必要とする受入環境に関する情報発信等」について、デジタルノマドが集まるイベント等への参加費は、海外で開催されるイベントへ参加するための費用も支援対象となるのか。	海外で開催されるデジタルノマド向けイベントへ参加するための費用も支援対象となりますが、単なる視察ではなく実施事業への誘客を目的としたPR活動等を伴うものに限ります。 また、事前に観光庁及び事業事務局において、出展内容、滞在日数、渡航人数、座席クラス（エコノミークラスのみ可、プレミアムエコノミー以上は不可。）等を確認し、必要最低限の経費と認められない場合は、対象外経費となりますのでご注意ください。
21	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	補助対象経費	「カ 本事業の効果検証、課題分析等」について、申請主体の人件費は対象となるか。	計画申請者及び補助対象事業者における経常的な経費は対象外となります。
22	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	支援対象とならない経費の具体例	対象外経費に「招聘するデジタルノマドへの謝金等の経費」とあるが、渡航費用や宿泊費用は支援対象外か。	渡航費用や宿泊費用は支援対象です。 なお、交通費について支払対象は普通席（エコノミークラス）の料金までとし、特別の座席（ビジネスクラス、グリーン車等）を利用する場合は、特別の座席の利用に伴う超過分の料金については対象外となります。 また、招聘にあたっての謝礼や労働に対する対価などにあたる場合は対象外となります。
23	公募要領	Ⅱ. 募集内容等	申請に当たってのポイント	デジタルノマドの「生活スタイルに対応した中長期滞在に寄与するもの」とあるが、中長期はどのくらいの期間のイメージか。	概ね30日以上を想定しています。
24	公募要領	Ⅲ. 事業者の選定	1. 選定	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。
25	公募要領	Ⅲ. 事業者の選定	1. 選定	<審査における加点項目>複数地域での広域的な取組については、連続した日程である必要があるか。	必ずしも連続した日程である必要はありませんが、どのような連携を行う取組なのか明確にして下さい。
26	公募要領	Ⅲ. 事業者の選定	1. 選定	<審査における加点項目>に「③日本企業への具体的な投資やビジネスにつながるアイデアが計画に含まれていること」とあるが投資とはどのようなものを想定しているか。	デジタルノマド同士・デジタルノマドと地域住民間の交流によるビジネスマッチングやイノベーションを期待します。 イメージとして、新規事業の創出、事業や不動産への投資、拠点設置等のビジネス拡大、起業等を想定しています。
27	公募要領	Ⅲ. 事業者の選定	1. 選定	<審査における加点項目>に「④海外を本拠地とするデジタルノマド50人以上を誘客する大規模な取組であること」とあるが一回のイベントで50名以上を誘客することが対象なのか。	事業期間内での複数の期間での誘客でもかまいません。延べ人数で判断します。
28	公募要領	Ⅲ. 事業者の選定	3. 提出	積算根拠資料は、概算見積もりでかまわないか。	概算でもかまいませんが、実施する事業の概要がわかる内訳の積算をお願いします。
29	公募要領	Ⅲ. 事業者の選定	3. 提出	収支計画書は、任意の書式となっているが、テンプレートを用意してもらうことは可能か。	テンプレートは用意しておりません。
30	公募要領	Ⅳ. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合は該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年3月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。